

## 広島県告示第千九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第千五十三号で認可した江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 施行者の名称

江田島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道

### 三 事業施行期間

平成四年三月九日から平成二十六年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

平成十七年広島県告示第千五十三号の事業地に、江田島市江田島町鷺部一丁目及び鷺部二丁目を追加し、同事業地のうち、中央五丁目の事業地を変更する。

使用の部分

平成十七年広島県告示第千五十三号の事業地に、江田島市江田島町鷺部一丁目及び鷺部二丁目を追加し、同事業地のうち、中央五丁目の事業地を変更する。